

# 平成19年度実績評価書要旨

実績評価書 p 79

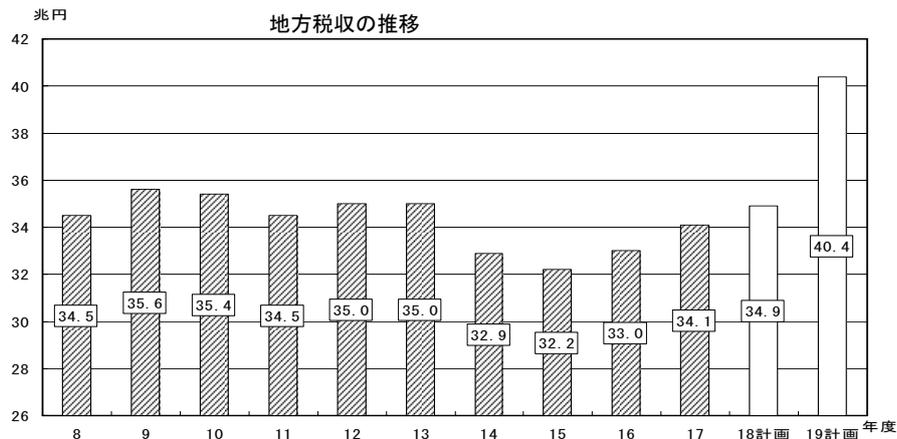
評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治税務局企画課 外 4課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築	政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行政策10
<p>施策の概要</p>	<p>平成19年度税制改正の概要 税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の改正を行い、地方税制度の構築に努めた。</p> <p>ア 経済活性化等 【減価償却方法の見直し】 国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を次のとおり見直す。 ① 償却可能限度額・残存価格の廃止 ② 償却方法（定率法の見直し） 【上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長】 上場株式等の配当及び譲渡益に係る都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。</p> <p>イ 安心・安全のための税制 【住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設】 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額する特例措置を創設する。</p> <p>ウ 環境税制 【低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長】 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期間を2年延長する。</p> <p>エ その他 ① テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設 ② 地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長 ③ JRに係る固定資産税の承継特例、三島会社特例の5年延長 ④ 固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要の措置</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>○21世紀を迎え、少子高齢化、就労形態・ライフスタイルの多様化など、我が国経済社会の構造が大きく変化しており、こうした構造変化に的確に対応し、持続的な質の高い経済社会を作り上げていくとともに、世代内の公平だけでなく、世代間の公平の活性化を実現するため、「あるべき税制」を実現することが肝要である。</p> <p>また、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権を推進するため、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める改革が必要である。</p> <p>○平成18年度税制改正における、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から実施され、地方税源の充実が図られた。また、平成19年度の税制改正では、法人所得課税における減価償却制度の見直しやバリアフリー改修促進税制の創設など、社会経済情勢の変化等に適切に対応した。さらには非課税等特別措置の整理合理化などを行った。</p> <p>地方税制度の改正は、中・長期的な観点から所要の改正を実施するものであり、指標を単年度と比較しても大きな変化が表れることは少ないが、上記のように社会経済情勢の変化に対応して毎年度の改正を行うことにより、分権型社会を担う地方税制度を構築するにあたって有効性が認められるとともに、各種団体等からの税制改正要望等を受け、税制調査会等の審議を経て、国会において社会・経済情勢に適応した税制改正を実現していることから効率性という側面においても一定の成果が認められる。</p> <p>○今後はさらに地方分権を推進し、地方の自主性、自立性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるよう、引き続き地方税の充実確保を目指していくとともに、3兆円の税源移譲が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強化を図っていく必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。



※決算額は、地方財政計画ベース(決算統計の数値から、超過課税分、法定外税及び利子割還付分を控除したもの)の数値である。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第166回における安倍内閣総理大臣施政方針演説

平成19年1月26日

(魅力ある地方の創出)  
 交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指します。  
 (国と地方の行財政改革の推進)  
 本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代は広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

平成18年7月7日

第3章 財政健全化への取組  
 (5) 地方税について、国、地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。